

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を推進し、障害のある人が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、行政による対応だけでなく、市民をはじめ、障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進していきます。

また、障害福祉計画部分については、目標数値（施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、障害のある人の一般就労への移行）やサービス提供事業者が新体系への移行が計画的に進んでいるかなどの進捗状況を点検・評価し、その結果に基づく対策を適時、実施していく必要があります。

そのため、甲斐市保健福祉推進協議会及び地域自立支援協議会との連携のもと、毎年度、各事業の実施状況の確認や評価を実施していきます。

【 計画の推進体制図 】

